

写

村上市と株式会社バイタルネットとの健康増進に関する連携協定書

村上市(以下「甲」という。)と株式会社バイタルネット(以下「乙」という。)は、相互に連携し、村上市民の健康増進に向けて、次のとおり連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による活動を推進し、村上市民の健康増進及び健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

(連携及び協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 健康づくりに関すること
- (2) 生活習慣病の予防に関すること
- (3) がん対策に関すること
- (4) 感染症対策に関すること
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組内容については、甲乙間で別途協議の上、決定するものとする。

(協定内容の変更及び解除)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

(守秘義務)

第4条 第2条に定める連携・協力事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する30日前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができる。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月16日

甲 新潟県村上市三之町1番1号
村上市
村上市長 高橋 邦芳

乙 新潟県新発田市新富町2-760-1
株式会社バイタルネット新発田支店
支店長 染井 典明